［教示］
1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第４条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。
2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

解散命令公告

沖縄県公告

次に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年３月30日

沖縄県知事　仲井眞弘多

1　沖縄鉱採企業組合
　沖縄県浦添市牧港一丁目18番３号
2　イーストファーム協同組合
　沖縄県国頭郡東村字慶佐次718番地１先
3　沖縄エコガード事業協同組合
　沖縄県那覇市松尾一丁目19番地１号ベルザ沖縄６階
4　沖縄県国頭村特産物協同組合
　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名26番地
5　サザンコーラル販売事業協同組合
　沖縄県中頭郡北中城村字島袋1467番地Ｋ―17
6　八重山砂利採取事業協同組合
　沖縄県石垣市字宮良1055番地の18

（解散命令の要旨）

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

（教示）この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年３月30日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　愛知県、小山　祐史、昭和62年４月11日
2　免許状の種類、番号、授与年月日
　⑴　中学校教諭１種免許状（理科）、平22中１第2660号、平成23年３月23日
　⑵　高等学校教諭１種免許状（理科）、平22高１第2613号、平成23年３月23日
3　授与権者　愛知県教育委員会
4　失効年月日　平成24年２月28日
5　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年３月30日　大阪府教育委員会

⑴　氏名（免許状記載の氏名が異なる場合はその氏名）、本籍地、生年月日　⑵　免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者　⑶　失効の年月日　⑷　失効の事由に該当する教育職員免許法の規定

1　⑴　尾田　勘介、大阪府、昭和47年８月９日
　⑵　①小学校教諭二種免許状、平19小二第10175号、平成20年３月31日、東京都教育委員会　②中学校教諭一種免許状（社会）、平７中一第16180号、平成７年３月31日、東京都教育委員会　③高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、平７高一第16313号、平成７年３月31日、東京都教育委員会　⑶　平成22年12月10日　⑷　第10条第１項第２号
2　⑴　山本　誉雄、大阪府、昭和55年７月19日
　⑵　①中学校教諭一種免許状（理科）、平15中一第4455号、平成16年３月31日、大阪府教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（理科）、平15高一第5731号、平成16年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　平成23年３月15日　⑷　第10条第１項第２号
3　⑴　村岡　絹子（山根　絹子）、兵庫県、昭和32年５月24日　⑵　①幼稚園教諭一種免許状、昭54幼一普め第133号、昭和55年３月31日、京都府教育委員会　②小学校教諭一種免許状、昭54小一普め第104号、昭和55年３月31日、京都府教育委員会　⑶　平成23年３月25日　⑷　第10条第１項第２号
4　⑴　角野　友洋、大阪府、昭和57年12月17日
　⑵　①小学校教諭一種免許状、平21小一第14号、平成21年５月23日、大阪府教育委員会　②中学校教諭一種免許状（数学）、平18中一第189号、平成18年11月４日、大阪府教育委員会　③高等学校教諭一種免許状（数学）、平18高一第325号、平成18年11月４日、大阪府教育委員会　④高等学校教諭一種免許状（工業）、平16高一第3448号、平成17年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　平成23年３月30日　⑷　第10条第１項第２号
5　⑴　前田　　衞、広島県、昭和35年12月25日
　⑵　①中学校教諭一種免許状（保健体育）、昭57中一普第295号、昭和58年３月15日、奈良県教育委員会　②中学校教諭一種免許状（保健）、昭57中一普第413号、昭和58年３月15日、奈良県教育委員会　③高等学校教諭一種免許状（保健体育）、昭57高二普第290号、昭和58年３月15日、奈良県教育委員会　④高等学校教諭一種免許状（保健）、昭57高二普第410号、昭和58年３月15日、奈良県教育委員会　⑶　平成23年３月30日　⑷　第10条第１項第２号
6　⑴　岡部　将人、和歌山県、昭和39年６月10日　⑵　①小学校教諭二種免許状、平元小二め第29号、平成元年９月25日、京都府教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）、昭61高二普め第1514号、昭和62年３月31日、京都府教育委員会　⑶　平成23年７月15日　⑷　第10条第１項第２号
7　⑴　山元　　聡、大阪府、昭和34年７月12日
　⑵　①中学校教諭一種免許状（保健体育）、昭56中一普第1695号、昭和57年３月31日、大阪府教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（保健体育）、昭56高二普第1961号、昭和57年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　平成23年７月19日　⑷　第10条第１項第２号
8　⑴　岡田　尚吾、大阪府、昭和55年４月14日
　⑵　①小学校教諭二種免許状、平15小二め第256号、平成16年３月31日、京都府教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（工業）、平14高一第4636号、平成15年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　平成23年８月11日　⑷　第10条第１項第２号
9　⑴　西　　弘二、大阪府、昭和51年３月31日
　⑵　①小学校教諭一種免許状、平10小一第2448号、平成11年３月31日、大阪府教育委員会　②中学校教諭一種免許状（保健体育）、平10中一第2507号、平成11年３月31日、大阪府教育委員会　③高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平10高一第2620号、平成11年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　平成23年８月19日　⑷　第10条第１項第１号
10　⑴　小野　瑛士、奈良県、昭和57年11月９日
　⑵　①小学校教諭一種免許状、平17小一第82号、平成18年３月31日、大阪府教育委員会　②中学校教諭一種免許状（社会）、平17中一種第149号、平成18年３月21日、滋賀県教育委員会　③高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、平17高一種第205号、平成18年３月21日、滋賀県教育委員会　④高等学校教諭一種免許状（公民）、平17高一種第229号、平成18年３月21日、滋賀県教育委員会　⑶　平成23年12月６日　⑷　第10条第１項第２号
11　⑴　小森　恭平、大阪府、昭和63年３月５日
　⑵　①幼稚園教諭一種免許状、平21幼一第423号、平成22年３月31日、大阪府教育委員会　②小学校教諭一種免許状、平21小一第513号、平成22年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　平成23年12月６日　⑷　第10条第１項第２号
12　⑴　富永　匡洋、兵庫県、昭和58年11月13日
　⑵　①中学校教諭一種免許状（国語）、平17中一種第70号、平成18年３月20日、奈良県教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（国語）、平成17高一種第97号、平成18年３月20日、奈良県教育委員会　⑶　平成24年１月13日　⑷　第10条第１項第２号

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定により、次の免許状取上げの処分を行った。

平成24年３月30日　大阪府教育委員会

⑴　氏名、本籍地、生年月日　亀岡　　修、大阪府、昭和34年３月２日
⑵　免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者　小学校教諭一種免許状、昭56小一普第530号、昭和57年３月31日、大阪府教育委員会
⑶　処分年月日　平成23年７月16日
⑷　取上げの事由に該当する教育職員免許法の規定　第11条第３項